

九山調機発第 20043 号  
令和 3 年 3 月 8 日

病院・薬局実務実習九州・山口地区調整機構委員 各位

県病院薬剤師会会长 殿

実務実習受入施設 殿

病院・薬局実務実習九州・山口地区調整機構  
委員長 入倉 充

薬学生に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（お願い）

平素より薬学生の実務実習にご協力いただき感謝申し上げます。

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について示されていた「医療従事者等の範囲」が改正され（令和 3 年 2 月 16 日付け健健発 0216 第 1 号厚生労働省健康局健康課通知）、医療機関において実習を行う薬学生もその対象となることが示されました。ただし、実習先となる医療機関の判断により対象とできるとされています。

実習受入施設におかれましては、各ご施設の状況もあるかと存じますが、実習中の学生の安全確保と感染拡大防止の観点から、各ご施設の優先接種の時期に合わせることが可能でありましたら実習生への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を考慮していただければ幸いです。

大学におかれましては、最終的には接種は個人の判断ですが、実習生に対しワクチンの基本的な性能を十分に説明し、過去にワクチンによる大きな副反応の経験があるなどの問題等がない場合は実習受入施設の指示に従って予防接種を受けるように指導していただきますようお願いいたします。

また、県病院薬剤師会におかれましては、実習受入施設および関係者に周知していただき、実習生への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

以上